



合法性が 証明された木材と 住宅分野への期待

合法性が証明された木材に関する住宅事業者セミナー

平成26年2月18日

一般社団法人 全国木材組合連合会

藤原 敬

話の構成



● はじめに

● 合法性が証明された木材供給制度とその概要

世界に先駆けて作られた消費者に木材の伐採時点の合法性伝達するシステム、林野庁のガイドライン
供給体制は拡大中

● 合法性が証明された木材を巡る新たな情勢

合法性が証明された木材をサポートする体制が充実
海外の新たな違法伐採対策の動き

● 住宅業界にとっての合法性証明木材の意義

合法性が証明された木材調達に関するアンケートとその結果
循環可能な木材を中心とした家づくりのための大切なツール



合法性が証明された 木材供給制度とその概要

Advance Mark
Goho(=Legal) Wood



違法伐採問題とは

- 違法伐採: それぞれの国の法律に反して行われる伐採。
- 熱帯林を中心に地球上の森林は減少を続けている。地球上の温室効果ガス排出量の5分の1は森林減少の由来 (IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第4次評価報告書(2007))。森林減少の一因は違法伐採問題。

違法収穫に関する推計値 (OECD:違法伐採と木材貿易に関する経済学(2007))

カンボジア	90%	Global Witness 1999年
インドネシア	最高66%73-88	世界銀行 2006a Schroeder-Wildberg および Carius 2003年
マレーシア	最高33%	Dudley, Jeanrenaud and Sullivan, 1995 Dudley, JeanrenaudおよびSullivan 1995年
ミャンマー	80 %	Brunner他 1998年



違法伐採問題に対する日本の取り組み

- グレンイーグルズ・サミット(2005)での合意に基づき、グリーン購入法に基づく計画の一部を改正(2006)

政府等が調達する木材・木製品について、「合法性等が証明されたものであるとともに、持続可能性に配慮されたものであることが望ましい」

- これに対応するため、林野庁は木材・木製品の合法性等を証明するために「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を作成
- また、民間の木材関連団体はこのガイドラインに基づいて、違法伐採材を排除し、合法木材を積極的に使っていくための活動を開始

ポイントは国産材のみならずどこの国の木材にも平等に合法性証明を求めているところ



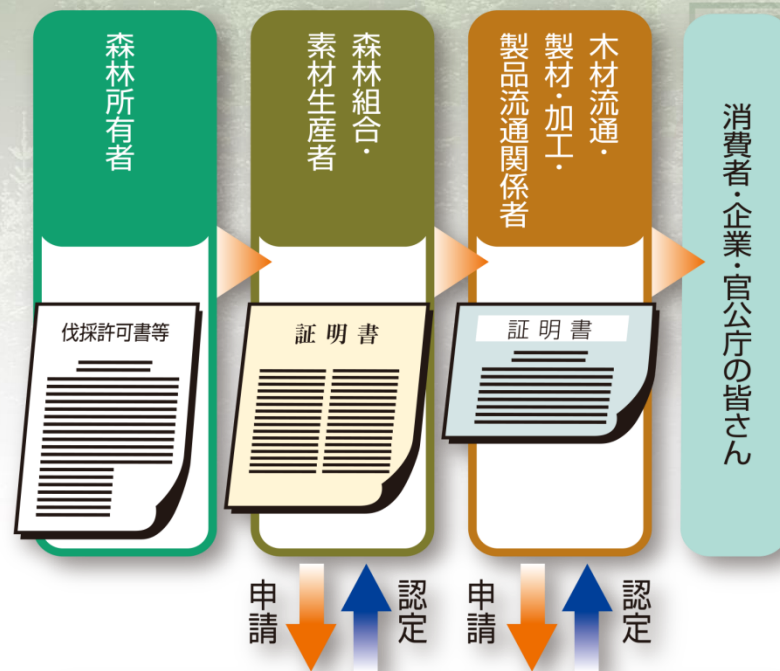
林野庁ガイドラインとは

- グリーン購入法に適合する木材・木製品は、林野庁が作成した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に則って生産され、また、取引されたものでなければならない
- 合法性:「伐採に当たって、原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らして、手続きが適正になされたものであること」
- 合法性、持続可能性の証明方法については、次の3つの方法が定められている。
 - ① 森林認証制度およびCoC認証制度を活用した証明方法
 - ② 関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
 - ③ 個別企業等の独自の取組による証明方法

関係団体の認定を得て 事業者が行う証明方法



- 森林所有者から生産者
流通者まで合法木材の
証明書の連鎖
- 証明書の信頼を保障す
る仕組みCoC
- 業界団体による認定



業界団体の取り組み

- ① 違法伐採への反対を表明
- ② 合法性の証明のための事業者の認定手続きを決め、公表
- ③ 会員を「合法木材供給事業者」に認定し、公表
- ④ 違法伐採に関する団体の取組状況の概要を公表

関係団体の認定を得て 事業者が行う証明方法



- 合法証明？複雑すぎて、どんなことをして証明しているかわからない
 - 出発点は、保安林の伐採許可、伐採届。所有者が保管しているもののコピーを、認定された伐採業者が保管
 - 伐採業者は自分の責任で売り手に合法性証明を発行し、次から次へと証明書の連鎖をして、消費者に合法性を知らせる
 - 木材業者が証明書を発行できる担保が業界団体認定
認定の三つの条件①分別管理：場所と方針が定められている、②帳票管理：証明された木材の出入り在庫が管理簿などでわかる、帳票の5年間の保管、③責任者の選任
これを確認して認定

国際的な違法伐採対策の中の日本の 取組み (Goho-woodの国際的評価)



- 平成17年2005年グリーン購入法をうけたグリーン購入法に基づく対応
- 平成18年林野庁ガイドライン作成
- 平成20年G8サミット(洞爺湖サミット)に向けたGoho-wood円卓会議

地球環境国際議員連盟 (GLOBE International) と語る 合法木材供給システムの将来

(2008年6月27日 東京プリンスホテル)



Rt Hon Elliot Morley
英下院議員 グローブインターナショナル会長

日本が先導役になっていることをお祝いします
またサプライチェーンが本当に持続可能なものであることを
確実にしようとされている全木連の取組みをお祝いします

合法木材供給体制の現状

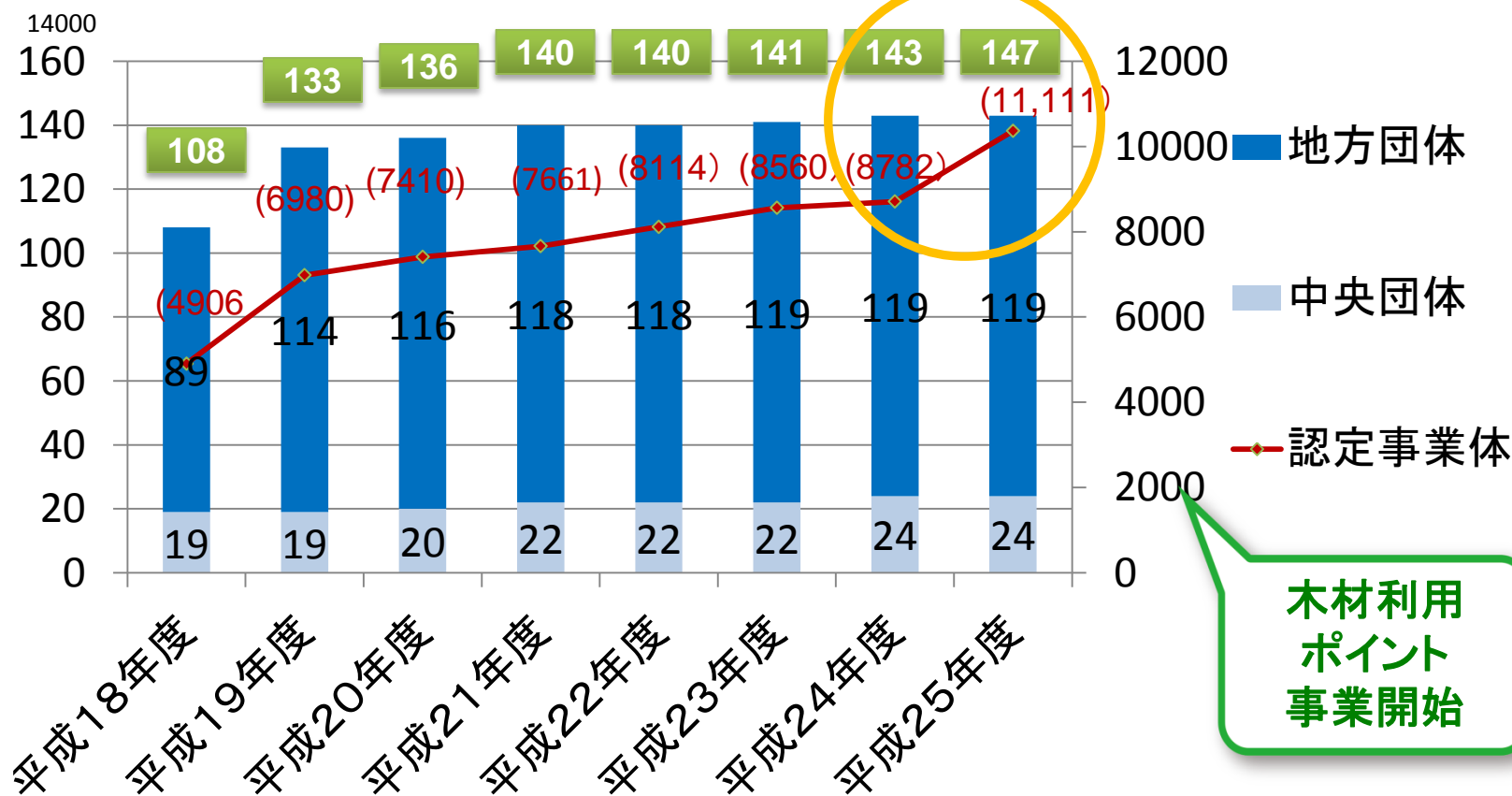
事業者と認定団体の推移(平成18年～25年度)



平成25年3月時点で、認定団体143、認定事業者8782、12/16で10336

認定団体数

認定事業者数



合法性が証明された木材供給体制 まとめ



世界に先駆けた違法伐採問題に対する取り組み。

全国どこでも、いつでも合法性が証明された木材を、供給できるようになった。

幅広く業界全体を巻き込んだ林野庁ガイドラインによる合法性証明コストと手間を最低限にして、手続きの透明性で信頼性を担保

新しい拡大の時期を迎えている



合法木材をめぐる 新たな情勢

Advance Mark
Goho(=Legal) Wood



合法性証明木材のサポート体制

- 公共建築物における木材の利用の促進に関する法律
(平成22年5月)
- 国交省補助事業
(長期優良住宅促進事業、地域型住宅ブランド化推進事業)
- 林野庁補助事業を合法木材供給事業者への限定する方向
(平成25年度から)
- 木材利用ポイント制度

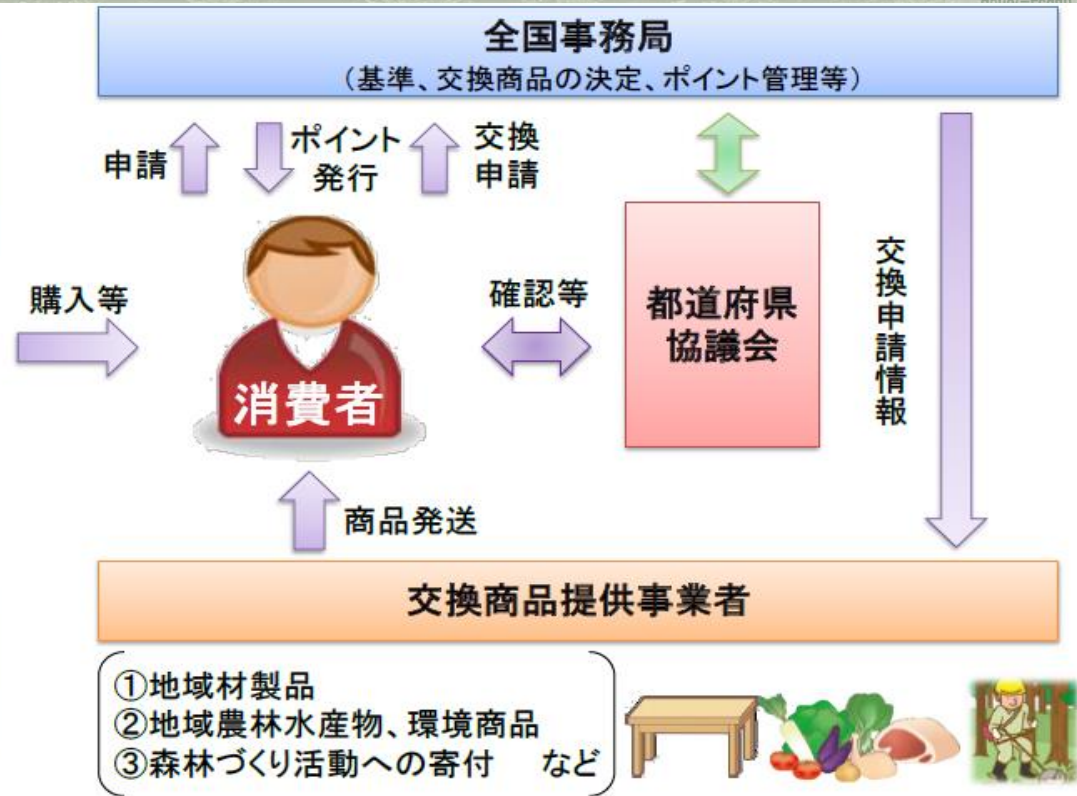
木材利用ポイント制度



YQASUC6 WSLK
2024-08-20 10:00

〈ポイント制度の対象〉

- ①地域材を一定以上活用した新築住宅
- ②地域材を一定以上活用した内装木質化
- ③地域材を一定以上活用した木製品等



平成24年度補正予算 410億円、平成25年度補正予算 150億円

地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援します。

林野庁ホームページ

木材利用ポイントの対象と 合法性証明木材(1)



● 木材利用ポイントの対象

木造住宅新築・増築・購入

- 主要構造材において・・・以下の量以上に対象地域材を使用しているもの
- 事務局に届け出た供給事業者が供給する対象地域材を使用した建築材料を用いて・・・工事を行うもの

内装・外装木質化

- 供給事業者が供給する対象地域材を使用した建築材料・・・を使用したもの

木材利用ポイントの対象と 合法性証明木材(2)



● 対象地域材

次の①から③までのいずれかに該当するもの

- ①都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
- ②森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
- ③「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月・林野庁)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

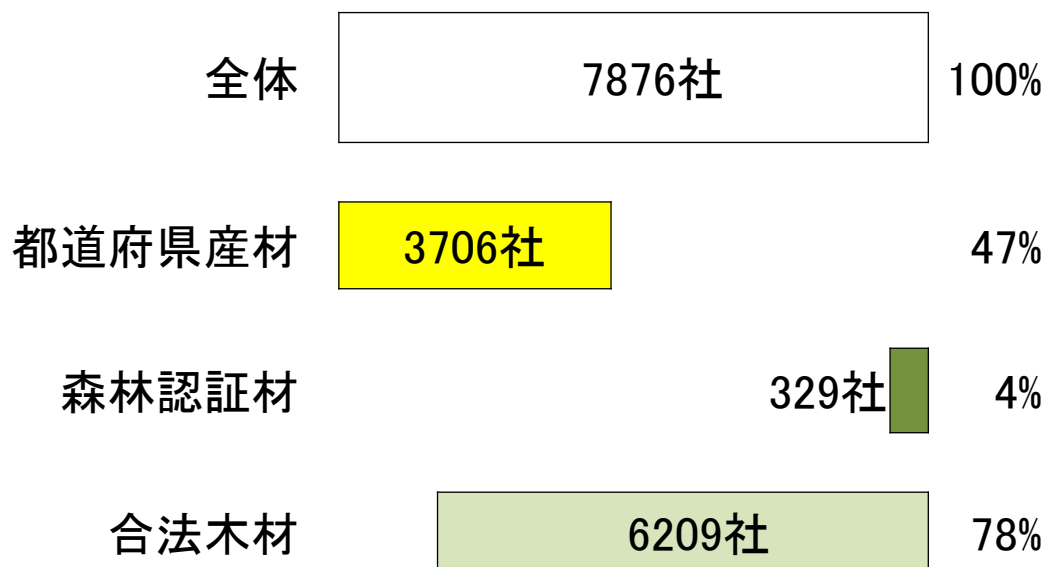
木材利用ポイントの対象と 合法性証明木材(3)



● 地域材供給事業者の登録状況

供給事業者登録数・・・7876社

- うち①都道府県材認証によりもの 3706社 (47%)
- ②森林認証材によるもの 329社 (4%)
- ③合法性証明木材によるもの 6209社 (78%)



地域型住宅ブランド化推進事業と 合法性証明木材



● 本事業における「地域材」の考え方

本事業における、「地域材」については、原則として、以下に示す(1)から(3)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を伝わって供給されるもののみを指します。

- (1) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
- (3) 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月・林野庁)に基づき合法性が証明される木材・木材製品



国際的な違法伐採対策の最近の動向

● EUTR欧州連合木材規則2010年12月成立2013年3月施行

- 欧州連合市場において違法伐採による木材や木材製品を販売することを違法とする。
- 欧州連合市場で初めて販売されるすべての木材にデューディリジェンス(DD)が実行
- 欧州市場で木材や木材製品を取引する業者は購入元販売先を記録して保管

● 米国レーシー法の改正2008年5月成立 2009年4月施行

- 他国の違法伐採・違法伐採材使用製品の輸入・販売・取引を禁止
- 木材・木材製品の輸入には、樹種、原産地国、数量、価格、などを含む申告書添付

合法木材を巡る新たな情勢 まとめ



- 日本における合法性証明木材の需要側の拡大に伴う新たな展開
 - 合法性証明木材を支援する体制が充実
 - 公共建築物だけでなく、民間住宅分野に合法性証明木材に対する関心が拡大
 - 供給体制の拡大が進行中
 - 業界関係者だけでなく、消費者が関係した制度と関係が出てきたために、説明責任の程度が拡大
 - 住宅業界との連携による、供給体制の新たな展開が必要
- 海外におけるあらたな展開



住宅業界にとっての 合法性証明木材の意義

Advance Mark
Goho(=Legal) Wood

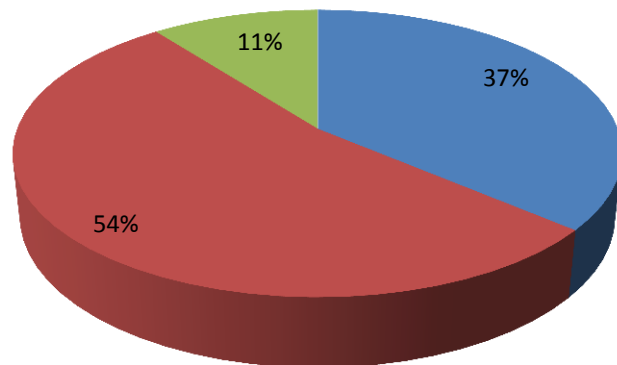
合法性が証明された木材調達に関するアンケートとその結果(1)



- 木材利用ポイント事業登録施工業者(全国型)536社、地域型住宅ブランド化事業実施事業者490グループを対象に、「合法性が証明された木材調達に関するアンケート」を依頼。それぞれ、103社、318社から回答。

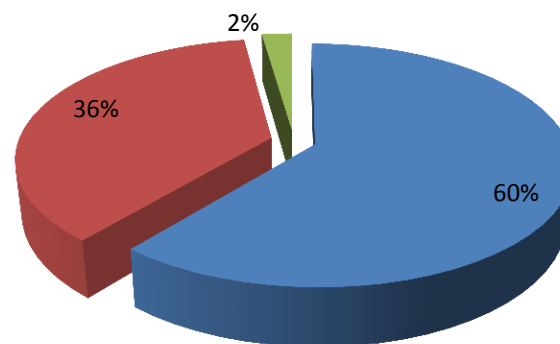
問: 御社では、「地域材」(都道府県産認定材、森林認証認定材、合法性証明材)を調達していますか？

■ 木材利用ポイント事業登録事業者



- ア 調達方針に定めて調達している
- イ 調達方針に定めていないが、必要に応じて調達している
- ウ 調達していない

■ 地域型住宅ブランド化事業実施事業者



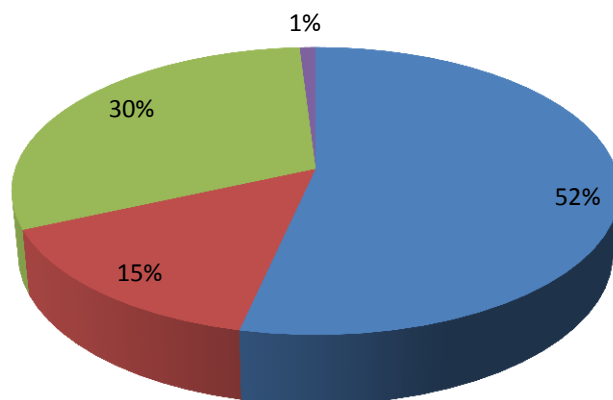
- ア 調達方針に定めて調達している
- イ 調達方針に定めていないが、必要に応じて調達している
- ウ 調達していない

合法性が証明された木材調達に関するアンケートとその結果(2)



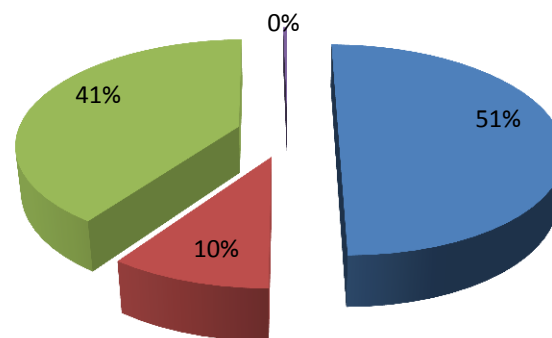
問:「地域材」①から③のうち、主に調達しているものは何ですか？

■ 木材利用ポイント事業登録事業者



- ア 主として①の都道府県産材を調達
- イ 主として②の森林認証であることを証明された木材を調達
- ウ 主として③のうち合法木材認定事業者が証明した合法木材を調達
- エ その他

■ 地域型住宅ブランド化事業実施事業者



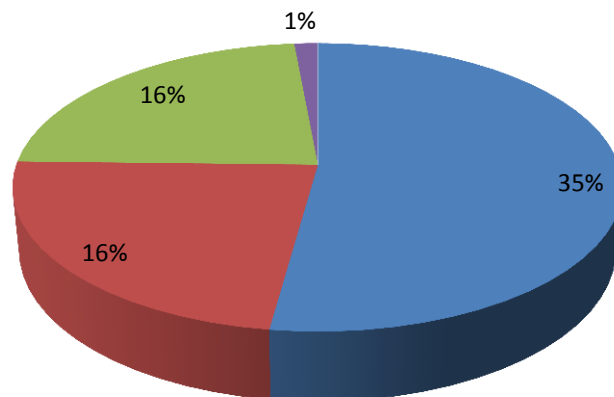
- ア 主として①の都道府県産材を調達
- イ 主として②の森林認証であることを証明された木材を調達
- ウ 主として③のうち合法木材認定事業者が証明した合法木材を調達
- エ その他

合法性が証明された木材調達に関するアンケートとその結果(3)



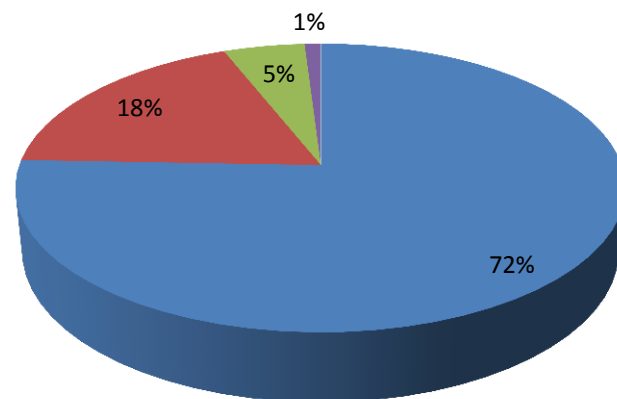
問: 今後の合法木材の調達見込み?

■ 木材利用ポイント事業登録事業者



- ア 今後とも調達する木材は可能な限り合法木材とする
- イ 現在は調達しているが、「地域材」要件のある事業が終了したら不明
- ウ 現在は調達していないが、今後は調達することを検討したい
- エ 今後とも合法木材を調達する見込みはない

■ 地域型住宅ブランド化事業実施事業者

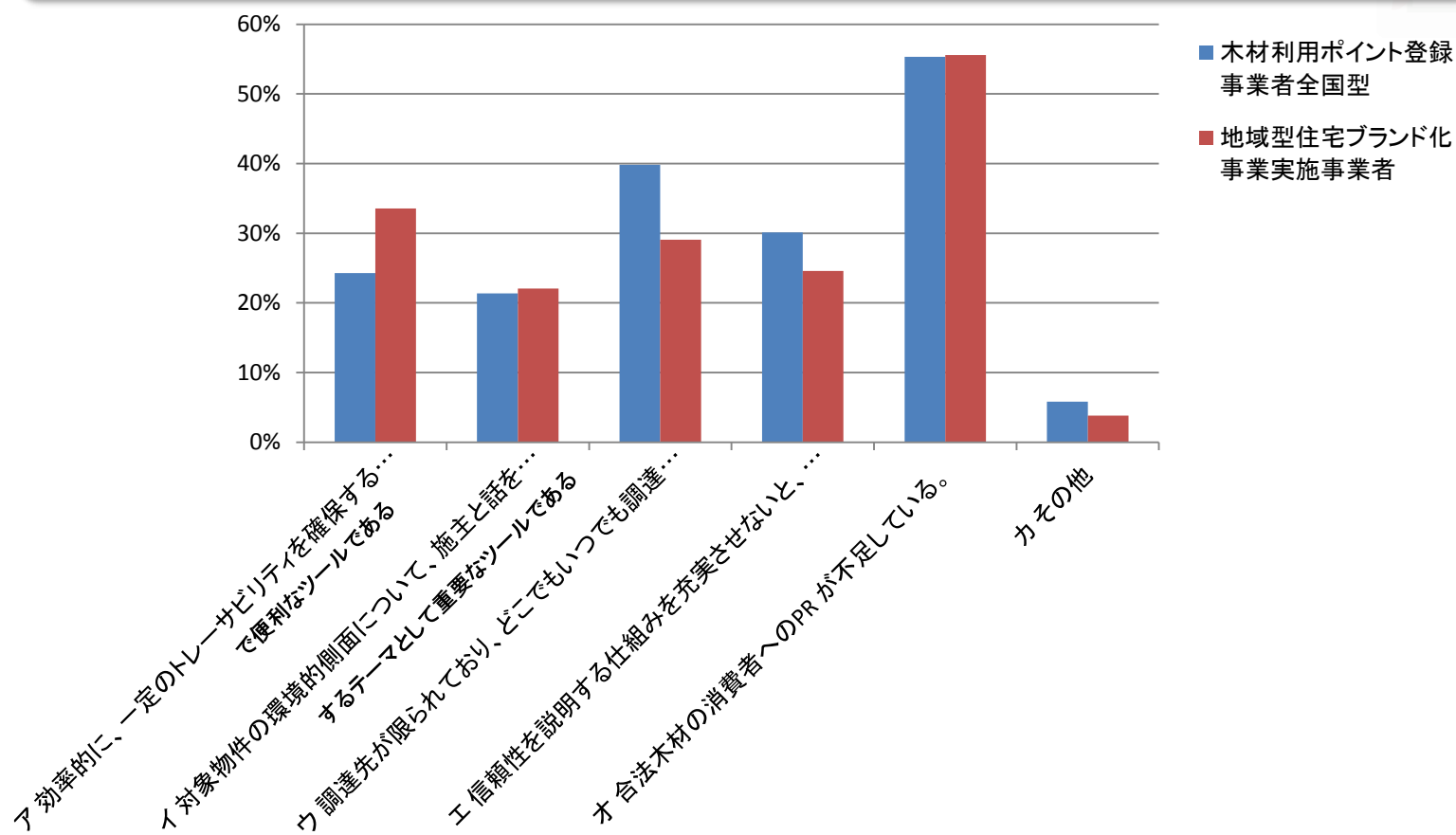


- ア 今後とも調達する木材は可能な限り合法木材とする
- イ 現在は調達しているが、「地域材」要件のある事業が終了したら不明
- ウ 現在は調達していないが、今後は調達することを検討したい
- エ 今後とも合法木材を調達する見込みはない

合法性が証明された木材調達に関するアンケートとその結果(4)



問：合法木材供給体制全般についてのご意見(複数可)

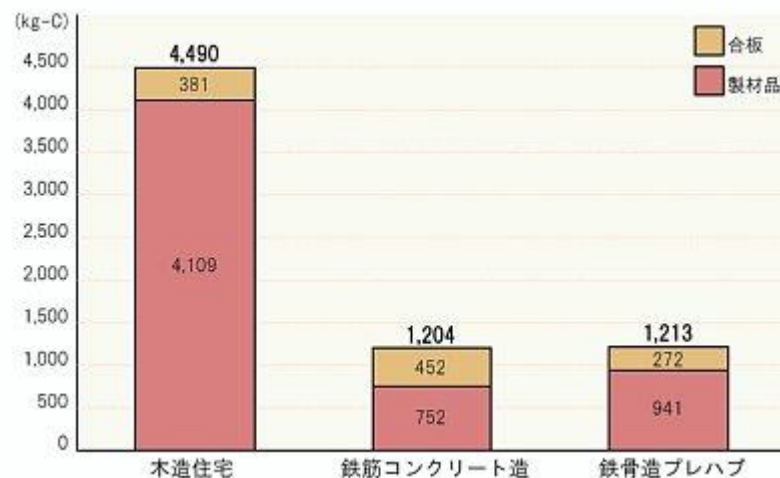
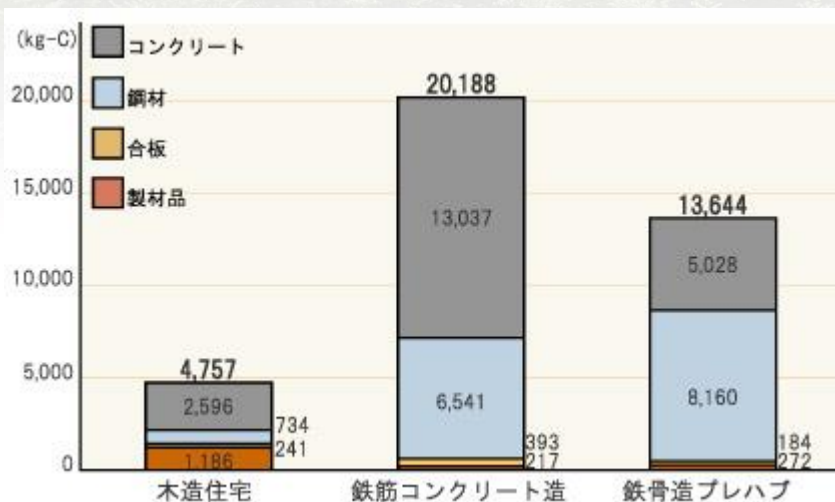


住宅業界にとっての 合法性証明木材の意義(1)



● 人と地球にやさしい木造住宅

木造住宅は製造過程の二酸化炭素排出量、一棟当たりの炭素固定量、どちらを見ても、最高のパフォーマンス



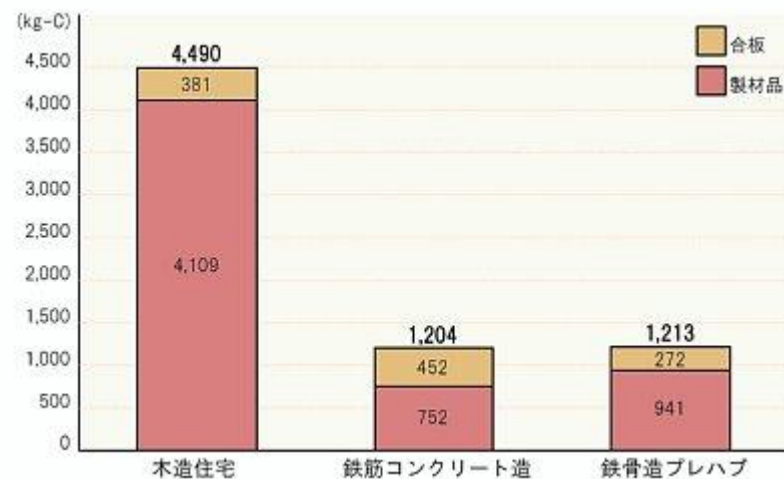
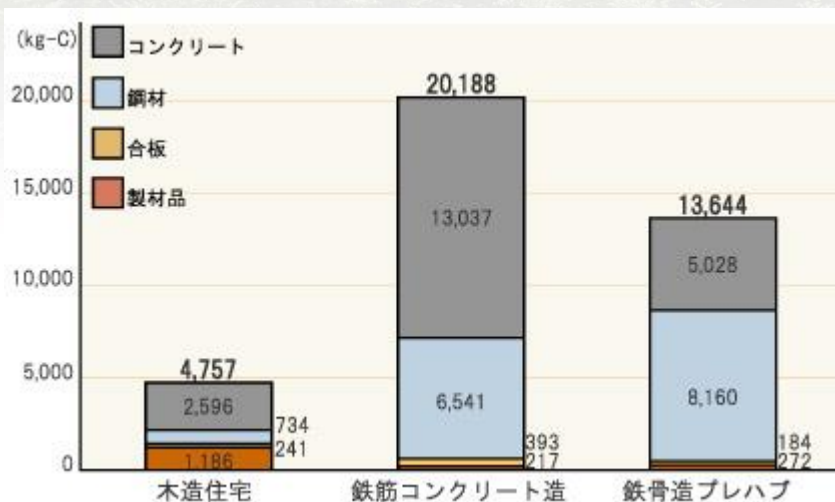
住宅一棟当たり(約38坪)の炭素放出量 住宅一棟当たり(約38坪)の炭素固定量

ウッドマイルズ研究会HPより

住宅業界にとっての 合法性証明木材の意義(2)



- 循環可能で、地球への負荷のやさしい木材。これを思い切ってつかっていくために一本刺さったとげが違法伐採問題。
自社の使う木材の環境性能を示す、最低限の基準として合法性証明を！



住宅一棟当たり(約38坪)の炭素放出量 住宅一棟当たり(約38坪)の炭素固定量

ウッドマイルズ研究会HPより



終わりに

Advance Mark
Goho(=Legal) Wood

国産材にとっての合法性証明の意味



● 国産材はすべて合法なのではないのか？

国産材を証明する意味はないのでないか？

平成23年の日本の森林法改正の内容

②無届け伐採が行われた場合の造林命令、伐採中止命令を
発出できることとし(第10条の9第4項)、罰則規定が強化され
てこと(第209条)

林政の第一の課題は①国産材に利用拡大(充実した資源を
しっかり利用)。それとともに、②次の世代の国産材を循環可能
な形で再生産すること、が課題

市場からの合法性証明の要求は、国産材にとっても、森林法
の完璧の施行のための応援



ご清聴ありがとうございました